## 「白老町教育大綱(案)」

# についてご意見を募集いたします。(パブリックコメント)

「白老町教育大綱(案)」を取りまとめましたので、白老町自治基本条例第10条の規定に基づき、町民の皆様にお知らせし、ご意見を募集いたします。

### ■ご意見を募集する政策等の案の名称

「白老町教育大綱(案)」

### ■ご意見募集期間

令和3年2月5日(金)から令和3年3月8日(月)まで

### ■政策等の趣旨、目的及び背景

白老町では、地域特性を最大限に活かし、地域が一体となって、時代にあった新 しいまちを具現化するため、まちづくりの政策執行の最上位の計画として「第6次 白老町総合計画」を策定しています。

白老町教育大綱(案)は、この「第6次白老町総合計画」が示す政策の基本的な 方向に沿った教育分野の総合的な施策や目標の根本となる方針を示すものです。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に定める地方公共団体の教育、学術及び文化に関する総合的な施策の大綱(教育大綱)として位置付けるものとして策定するものです。

### ■公表する資料

「白老町教育大綱(案)」

### ■公表資料の入手方法

町ホームページからダウンロードしていただくか、白老町役場(企画課、町民課窓口)、 各出張所、いきいき 4♥6、白老町コミュニティセンター、図書館で入手できます。

### ■意見を提出できる方

- (1) 町内に住所を有する方
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 町内の学校等に通学する方
- (5) 町民が自主的に組織した団体
- (6) 白老町に納税義務を有している方
- (7) パブリックコメント手続き案件に係る事案に利害関係のある方

### ■提出方法

パブリックコメント意見提出様式に、必要事項をご記入の上、次のいずれかの方法により ご提出ください。(パブリックコメント意見提出様式は、資料公表場所にも用意しておりま す。)

(1) 直接提出 白老町教育委員会 学校教育課 学校教育グループ(担当課)

各出張所

いきいき 4♥6

白老町コミュニティセンター

図書館

(2)郵 送 〒059-0906 白老郡白老町本町1丁目1番1号 白老町教育委員会 学校教育課 学校教育グループ 宛

※令和3年3月8日(月) 当日消印有効

(3) F A X (0144) 85-2024

白老町教育委員会 学校教育課 学校教育グループ 宛

(4) 電子メール gakkou@town. shiraoi. hokkaido. jp

### ■提出されたご意見の取扱い

- 提出されたご意見は、計画策定の参考にさせていただきます。
- 計画(案)に対して具体的な意見をいただくもので、賛否を問うものではありません。
- ・ 提出されたご意見およびご意見に対する町の考え方は、広報、ホームページ等を通じて公 表するほか、ご意見を提出された方に対してもお知らせします。
- ・ 口頭、電話、匿名でのご意見はお受けできません。
- パブリックコメント結果の公表の際には、ご意見の内容以外は公表しません。

#### ■お問い合わせ先

〒059-0906 白老郡白老町本町1丁目1番1号

白老町教育委員会 学校教育課 学校教育グループ

電話: (0144) 85-2022 FAX: (0144) 85-2024

電子メール: gakkou@town. shiraoi. hokkaido. jp